訪問介護サービス　重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1　訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社システムケアつつみ
代表者氏名	取締役　永井　祐一郎
本社所在地 （連絡先）	大阪市平野区平野東3丁目6−15−103号 TEL06-6794-8111　FAX06−6794−8002

2　ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ケアサポートシステムりんどう
介護保険指定 事業者番号	大阪市指定　第２７７５８０１４５５号
事業所所在地	大阪市平野区平野東3丁目6−15−103号
連絡先 相談担当者名	TEL06-6794-8111　FAX06−6794−8002 管理者　古橋　美貴子
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市　平野区・東住吉区

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、ケアサポートシステムりんどう（以下、事業所という。）において実施する指定訪問介護事業（以下、事業という。）の適正な運営を指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1. 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 2. 事業の実施に当たっては、必要な時に必要訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 3. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状況の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防の向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 4. 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 5. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。 6. 前５項の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」（平成１１年３月３１日厚生労働省令第３７号）に定める内容に遵守し、事業を実施するものとする。

(3)サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月～金曜日 年末年始12/30～1/3休み
営業時間	9：00～18：00

(4)事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月～金曜日 年末年始12/30～1/3休み
営業時間	8：00～18：00

(5)事業所の職員体制

事業所の管理者	古橋　美貴子

職種	職務内容	人員数
サービス提供責任者	サービス内容の説明・相談	常勤　2名
訪問介護職員	サービス提供を実施	非常勤　8名以上

3　提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1)提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
身体介護	食事介助・入浴介助・排泄介助など
生活援助	買物・調理・掃除・洗濯など
身体生活	身体介護の前後に生活援助を行う場合

※以下のサービスは、訪問介護サービスとしては提供できません。

×利用者以外の洗濯・調理・買物・布団干・来客の応接など
×草むしり、植木花木の水やり手入れ、玄関先の掃除、ペットの世話など
×大掃除、窓のガラスみがき、床のワックスがけなど
×特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）
×家具・電気器具の移動・修繕・掃除（エアコン・換気扇）など
×嗜好品（酒・タバコなど）の購入

⑵ 提供するサービスの料金とその利用料について

（利用料上段1割・中段2割・下段3割負担額）
（特定事業所加算Ⅱ10%含む金額）

区分	提供時間	２０分未満		20 分以上 30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	提供時間帯	利用料	利用者負担額	利用料	負担額利用料	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	昼　間	1,990 円	199 円	2,980 円	298 円	4,737 円	474 円	6,938 円	694 円
			398 円		596 円		948 円		1,388 円
			597 円		894 円		1,422 円		2,082 円
	早朝・夜間 25%加算	2,490 円	249 円	3,736 円	374 円	5,915 円	592 円	8,673 円	868 円
			498 円		748 円		1,183 円		1,735 円
			747 円		1,121 円		1,775 円		2,602 円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合		所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに、＋800 円（利用者負担額 80 円）。但し、2,401 円（利用者負担額 241 円）を限度とする。						800 円	80 円
									160 円
									240 円

区分	提供時間			２０分以上 45 分未満		45 分以上	
	提供時間帯			利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
生活援助	昼　間			2,190 円	219 円	2,691 円	270 円
					438 円		539 円
					657 円		808 円
	早朝・夜間 25%加算			2,735 円	274 円	3,369 円	337 円
					547 円		674 円
					821 円		1,011 円

◆初回加算　2,224円　1割負担（223円）・2割負担（445円）・3割負担（668円）

◆緊急時加算 1,112円　1割負担（112円）・2割負担（225円）・3割負担（334円）

※介護職員処遇改善加算として上記利用料に 24.9%加算されます。

※深夜の提供は行っておりません。

※特定事業所加算Ⅱとして 10%加算されます。

※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	
時間帯	午前6時～午前8時まで	午前8時～午後6時まで	午後6時～午後10時まで	

４　その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。買い物代行で交通費を使う場合は実費を請求いたします。	
②キャンセル料	サービス１時間前までにご連絡ない場合、及びご不在の場合	1,000円
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	

５　利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア　利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ　請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者あてお届けします。
②利用料、その他の費用の支払い	ア　利用料その他の費用は、下記のいずれかの方法によりお支払下さい。 ア）契約時のご指定の口座より自動引き落とし

	（口座振替依頼書） イ）現金支払 ※　自動引き落としの場合、毎月26日となります。引落日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。 イ　お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から２ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

６　担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア　相談担当者氏名　古橋　美貴子 イ　連絡先電話番号　06-6794-8111 同　ファックス番号　06-6794-8002 ウ　受付日および受付時間 月～金曜日（但し、年末年始12/３０～1/3休み） ９：００～１８：００

※担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者およびその家族に関する秘密の保持について	事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②　個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8　緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地および電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所および電話番号	

９　訪問介護サービス内容の見積もりについて

○このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです

○契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

(1)　サービス提供責任者（訪問介護計画作成者）

氏　名　　古橋　美貴子

（連絡先：　０６－６７９４－８１１１　）

(2)　提供予定の訪問介護の内容と料金

曜日	訪問時間帯	サービス区分・種類	サービス内容	介護保険適用有無	料金	利用料
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
１週あたりの利用料（見積もり）合計額						

⑶　その他の費用

①交通費の有無	（有・無）有の場合…事業所から片道5km未満の場合　　0円 事業所から片道5km以上の場合　　３００円
② キャンセル料	重要事項説明書４－②記載のキャンセル料となります。
③光熱水費	利用者（お客様）の別途負担となります。

⑷1ヵ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）のめやす

利用者負担額のめやす額	

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から１ヵ月以内とします。

１０　高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③ 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１１　事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った訪問介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１２　苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

１３　感染症について

事業者は契約有効期間中、インフルエンザ・ノロウイルスなど感染症と診断された利用者に対し、当該サービス提供を中止する場合があります。

１４　サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 ケアサポートシステムりんどう 管理者　古橋　美貴子	所在地　大阪市平野区平野東3丁目6−15−103 電話番号　０６-６７９４-８１１１ FAX番号　０６-６７９４-８００２ 受付時間　９：00～１８：００
【市町村の窓口】 ①平野区役所保健福祉センター介護保険係 （平野区内の方）	所在地　大阪市平野区背戸口3-8-１９ 電話番号　０６-４３０２-９８５９ FAX番号　０６-６７００-０１９０ 受付時間　９：00～17：30
②東住吉区役所 保健福祉センター 介護保険係 （東住吉区内の方）	所在地　大阪市東住吉区東田辺１-１３-４ 電話番号　０６-４３９９-９８５９ FAX番号　０６-６６２９-４５３３ 受付時間　９：00～17：30
大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ	所在地　大阪市中央区船場中央3-1-7-331 電話番号　０６-６２４１-６３１０ FAX番号　０６-６２４１-６６０８ 受付時間　９：00～17：30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地　大阪市中央区常磐町１-３-８ 電話番号　０６-６９４９-５４１８ 受付時間　９：00～17：00

令和８年６月１日改正

１５　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

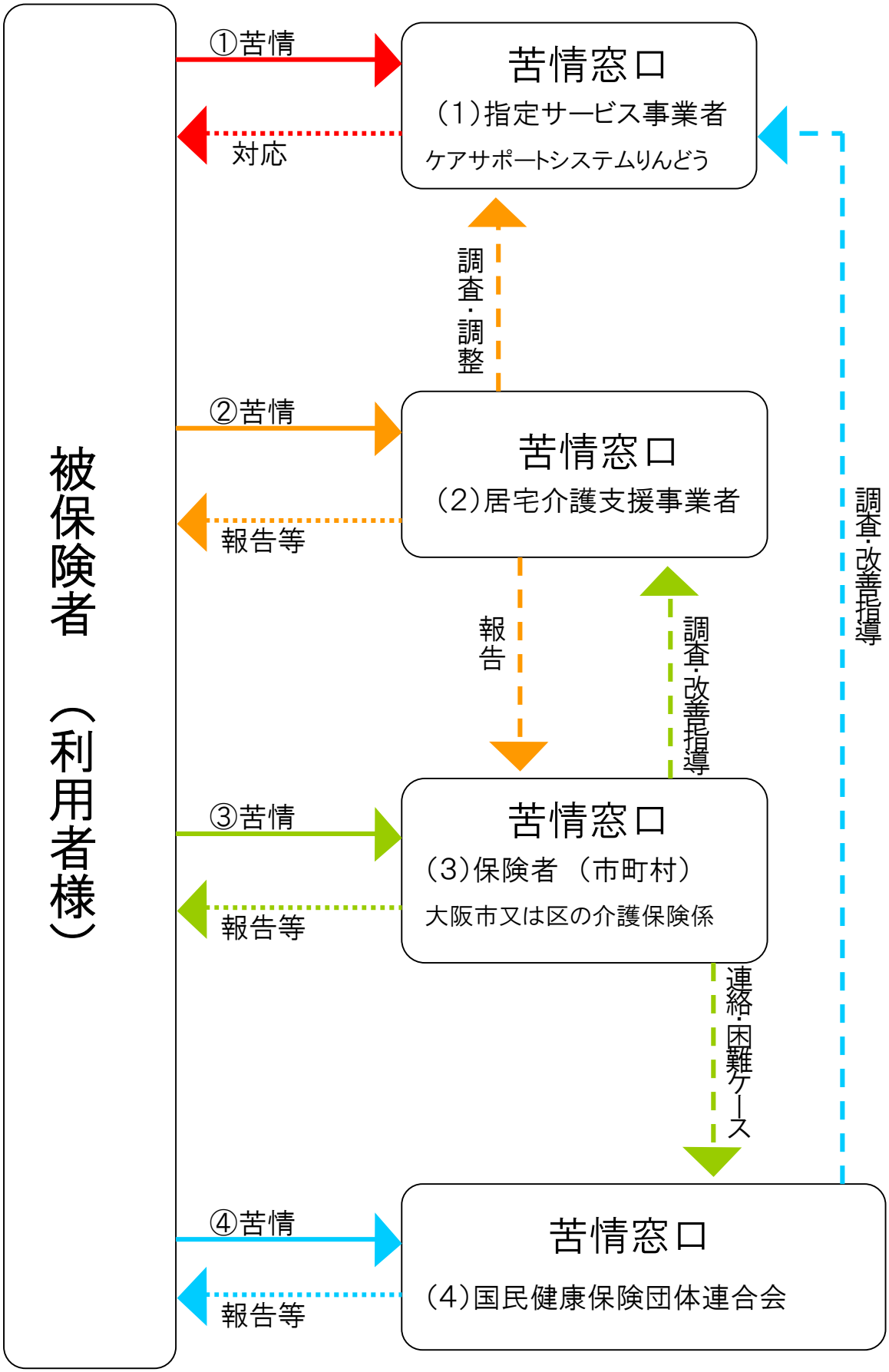
上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市平野区平野東3丁目6−15−103号
	法人名	有限会社システムケアつつみ
	代表者名	取締役　　永井　祐一郎
	事業所名	ケアサポートシステムりんどう
	説明者氏名	サービス提供責任者　　古橋　美貴子

重要事項説明書の交付の上、訪問介護事業者より説明を受け同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

ご家族	住所	
	氏名	


被保険者（利用者様）
①苦情
対応
苦情窓口
（1）指定サービス事業者
ケアサポートシステムりんどう
調査・調整
②苦情
報告等
苦情窓口
（2）居宅介護支援事業者
報告
調査・改善指導
調査・改善指導
③苦情
報告等
苦情窓口
（3）保険者（市町村）
大阪市又は区の介護保険係
連絡・困難ケース
④苦情
報告等
苦情窓口
（4）国民健康保険団体連合会